

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

背景

平成 25 年 5 月 20 日から 5 月 29 日にかけてベルギー・ブラッセルにて開催された第 36 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の新規採択及び改正並びに新たに南極史跡記念物が指定された。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

概要

1. 南極特別保護地区の区域の新規指定及び変更（施行規則第 1 条関係）

第 73 南極特別保護地区の区域を新規指定し、5 つの南極特別保護地区（第 17、第 23、第 34、第 54、第 70）の区域を変更する。

2. 南極史跡記念物の新規指定（施行規則第 8 条関係）

4 つの南極史跡記念物を新規指定し、名称及び位置を規定する。

3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下（1）～（16）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更し、新規指定する（17）の南極特別保護地区について活動要件を規定する。

（1）第 8 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記等

（2）第 17 南極特別保護地区

- ・当該地区内での野営実施箇所の座標の訂正

（3）第 23 南極特別保護地区

- ・航空機の飛行制限高度を変更
- ・当該地区内での爆発物の使用を禁止
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記

（4）第 32 南極特別保護地区

- ・当該地区への立入目的に教育及び普及啓発活動を追加
- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・南極鳥類の繁殖地に近づくことができる距離を設定等

（5）第 34 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に設置者名、設置年月日等を明記

（6）第 35 南極特別保護地区

- ・除草剤又は殺虫剤の持込みを原則禁止

（7）第 37 南極特別保護地区

- ・当該地区内での爆発物の使用を禁止
- ・航空機の飛行制限高度の変更

- ・ 航空機の着陸における南極哺乳類に近づける距離を変更
- ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記
- (8) 第 38 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内での移動を徒歩またはヘリコプターのみに限定
 - ・ 当該地区内での爆発物の使用を禁止
 - ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記
- (9) 第 43 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記等
- (10) 第 47 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内での移動を徒歩に限定
 - ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記
 - ・ 家きん又はその加工物の持込みを禁止
- (11) 第 51 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
 - ・ 当該地区内に設置する工作物に設置者名、設置年月日等を明記
 - ・ 生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
 - ・ 除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止
 - ・ 当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
 - ・ 南極鳥類の繁殖地に近づくことができる距離と期間を設定等
- (12) 第 54 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- (13) 第 56 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内での移動を徒歩またはヘリコプターのみに限定
- (14) 第 60 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内での移動を徒歩のみに限定
 - ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記
 - ・ 当該地区における飛行可能期間と飛行制限高度を設定
- (15) 第 61 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内への立入を海上、海氷上、空からに限定
 - ・ 当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- (16) 第 70 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日を明記
 - ・ ヘリコプターの着陸地から露頭までの移動を徒歩に限定
- (17) 第 73 南極特別保護地区
 - ・ 当該地区内で認められる活動として、「科学的調査」「管理活動」「教育活動」を設定
 - ・ 当該地区への立入を徒歩、車両、船舶又は航空機に設定
 - ・ 車両の使用を雪上又は氷上に制限
 - ・ 南極鳥類及び南極哺乳類に対して車両で近づくことができる距離を設定
 - ・ 航空機の飛行区域及び飛行可能期間、飛行高度、航空機の着陸位置を制限
 - ・ 航空機の着陸地点の選定を行う高度を制限
 - ・ 航空機の着陸において、南極鳥類及び南極哺乳類の集団からとる距離を設定
 - ・ 船舶の航行可能期間、航行の目的を規定、大型船舶の航行可能区域を制限
 - ・ 船舶の上陸において、南極鳥類の移動範囲に近づくことができる距離及び時期を設定

- ・当該地区に設置する工作物の設置目的、設置者名、撤去予定年月日等を明記
- ・当該地区内での野営実施箇所を雪上に限定
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止
- ・当該地区内での廃棄物の処分を制限
- ・当該地区内への立入後に環境大臣への報告を義務づけ